

令和 7年11月26日

本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和 7年11月21日

2. 被処分者 教員

3. 処分の内容 戒告

4. 事案の概要

被処分者は、自身が担当する授業において特定の学生に対し不適切な言動によるアカデミック・ハラスメントにあたる行為を行いました。

このことは、教員として不適切な行為であり、本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の信用を著しく傷つけるものであります。

○校長コメント

授業中、教員が学生に対し、学習の状況をからかう言動がありました。

これは、学生の修学への意欲を損なう不適切なものであると、認識しています。学生を育むべき教室でこのようなことが発生したことについて、学校としてたいへん申し訳なく思います。

当該の学生とその保護者の方だけでなく、関係する皆さんに多大なるご不安とご心配をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

当該教員には厳正な指導を行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底し、学生が安心して学べる環境づくりに、教職員一丸となって全力で努めてまいります。

大分工業高等専門学校長

坪 井 泰 士

※本件に関する行為の詳細並びに当事者に関する情報については、被害者のプライバシーの侵害及び二次被害を与えるおそれがありますので、公表を差し控えます。